

令和6年第1回那須烏山市議会3月定例会（第6日）

令和6年3月13日（水）

開議 午前10時00分

閉会 午後 0時09分

◎出席議員（14名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	14番	中山五男
15番	高田悦男	16番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

8番 滝口貴史

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	小原沢一幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	石嶋賢一

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

黒 尾 明 美

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

渡 辺 睦 美

書 記

村 上 和 史

○議事日程

- 日程 第 1 議案第16号・17号 条例の制定について ※委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 2 議案第1号～第8号 令和6年度那須烏山市一般会計・特別会計・水道事業会計・下水道事業会計予算について ※委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 3 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 4 常任委員会所管事務調査結果の報告について（議長提出）

○追加議事日程（第1号）

- 追加日程第 1 追加議案第3号 那須烏山市教育長の任命同意について（議長提出）
- 追加日程第 2 追加議案第1号 那須烏山市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について（市長提出）
- 追加日程第 3 追加議案第2号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆さま方には、お忙しい中、足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は14名です。8番滝口貴史議員から欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第16号・17号 条例の制定について

○議長（渋井由放） 日程第1 議案第16号・17号 条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、去る2月27日の本会議において、所管の常任委員会に審査を付託しております。審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、議案第16号 那須烏山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について、総務企画常任委員会副委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会副委員長堀江清一議員。

[総務企画常任委員会副委員長 堀江清一 登壇]

○総務企画常任委員会副委員長（堀江清一） 滝口委員長が欠席のため、代わって副委員長であります私、堀江が審査結果を報告いたします。

令和6年2月27日の本会議において当総務企画常任委員会に付託された議案第16号 那須烏山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

3月7日に、第1委員会室において委員4名出席のもと、総務課の説明を受け、慎重に審査を行いました。本条例は、根拠となる個別の条例等において、書面により行うこととされている行政手続について、情報通信技術を利用したオンラインでの手続を可能とするための通則的条例であり、市民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るものであります。

委員会で審査し、採決を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって審査結果の報告を終わります。

○議長（渋井由放） 次に、議案第17号 那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の制定について、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長福田長弘議員。

〔文教福祉常任委員会委員長 福田長弘 登壇〕

○文教福祉常任委員会委員長（福田長弘） それでは、条例審査結果を報告申し上げます。

令和6年2月27日の本会議において当文教福祉常任委員会に付託されました議案第17号那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の制定についての審査の経過とその結果について、御報告申し上げます。

3月6日に、第2委員会室において、委員5名全員出席のもと、こども課の説明を受け、慎重に審査をいたしました。本条例案は、公立保育園等個別施設計画に基づき、つくし幼稚園とにこにこ保育園を統合し、新たに認定こども園を設置するため、設置に関する条例を制定するものでございます。

委員会で審査し、採決を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって審査結果の報告を終わります。

○議長（渋井由放） 以上で、各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第16号及び議案第17号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第1 議案第16号 那須烏山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について、報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、総務企画常任委員会副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の制定について、報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第1号～第8号 令和6年度那須烏山市一般会計・特別会計・水道事業会計・下水道事業会計予算について

○議長（渋井由放） 日程第2 議案第1号から第8号までの令和6年度那須烏山市一般会計予算について、令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について、令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について、令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について、令和6年度那須烏山市介護保険特別会計予算について、令和6年度那須烏山市境財産区特別会計予算について、令和6年度那須烏山市水道事業会計予算について、令和6年度那須烏山市下水道事業会計予算についての8議案についてを議題といたします。

この8議案については、去る3月5日の本会議において、所管の常任委員会に審査を付託しております。

各常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号及び議案第6号の所管事項について、総務企画常任委員会副委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会副委員長堀江清一議員。

〔総務企画常任委員会副委員長 堀江清一 登壇〕

○総務企画常任委員会副委員長（堀江清一） 滝口委員長が欠席のため、これも代わって副委員長であります堀江が審査結果を報告いたします。

令和6年2月27日の本会議において提案され、3月5日に本委員会に付託された総合政策課、まちづくり課、総務課、税務課、会計課、議会事務局、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の令和6年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出予算について、3月6日及び7日の2日間にわたって、第1委員会室において、総務企画常任委員会の委員4名と、説明員として関係課長ほか関係職員の出席のもと、慎重な審査を行いました。

その結果、一部反対意見はあったものの、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

まず、総合政策課。

今後見込まれる大規模事業に必要な財政負担を考慮すると、基金の運用益は、市民サービスの貴重な財源の一つであるため、関係各課と連携し、安全かつ収益性の高い基金の運用を図りたい。

2つ目、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進においては、市民のニーズに合ったサービスの展開による、市民を誰一人取り残さない配慮が重要であるが、まずは本市が考えるDXを市民に理解していただく必要があるため、きめ細やかな周知・啓発を図るとともに、関係各課と連携した実装作業の着実な推進を図りたい。

次に、まちづくり課。

バスやデマンド交通等の利便性向上や、JR烏山線存続のため、抜本的な解決は極めて難題であるが、各種事業の効果検証を行い、投資効果の高い施策の推進を図りたい。

ふるさと応援寄附金については、利用できるポータルサイトを増やして利便性を向上させるなど工夫を凝らし、本市への寄附の確保に努め、総合的に本市の魅力を全国に発信するように図りたい。

個人向け太陽光発電施設等の導入を支援するエネルギー対策事業は、脱炭素化を推進するとともに、災害に強いまちづくりに寄与するため、事業の推進に期待する。また、削減した二酸化炭素をカーボンオフセットに活用するなど、実効性のある脱炭素社会を実現できるよう、調査研究を図りたい。

学生応援事業については、市外で生活する本市出身の学生の生活を支援するとともに、Uターンによる地元就職を促進する有用な事業である。物資等を送った後も、その学生にSNS等で本市のPRを担ってもらい継続的な交流を促すなど、さらなる事業拡大を図りたい。

次に、総務課。

財産管理において、日々の努力により、公共施設が適正に維持管理されているが、利用が乏しい場合は、普通財産のみならず、行政財産であったとしても、関係各課の適正な運用を促し、低未利用土地等の有効活用を図りたい。

新採用職員の確保においては、就職情報サイトを活用した様々な情報発信を行い、市内外から優秀な職員の獲得を図るとともに、本市PRや移住定住の促進を図りたい。

最後に、税務課。

固定資産税における大口滞納については、日々の徴収事務の努力により、近年、解決に至っ

た事案もあるが、今後も、公平性を保つため、関係機関と連携し、徹底かつ速やかな滞納処分に努め、徴収率の向上に図られたい。

以上をもって、総務企画常任委員会の予算審査の結果報告といたします。

○議長（渋井由放） 次に、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第5号の所管事項について、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長福田長弘議員。

〔文教福祉常任委員会委員長 福田長弘 登壇〕

○文教福祉常任委員会委員長（福田長弘） それでは、文教福祉常任委員会の予算審査結果を報告いたします。

令和6年2月27日の本会議において提案され、3月5日に本委員会に付託された市民課、健康福祉課、こども課、学校教育課及び生涯学習課の令和6年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出予算について、3月6日及び7日の2日間にわたり、第2委員会室において、文教福祉常任委員会委員5名全員と、説明員として関係課長ほか関係職員出席のもと、慎重な審査を行いました。

その結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

市民課。

市民の利便性の向上を目的に、書かない窓口のシステムのシステム機器が配備される。窓口での手数料支払いにおいて、現金支払いに加え、キャッシュレス決済も導入されるとのことです。どこでも行政手続が可能となる、行かない窓口の導入に向け、さらなる窓口業務の改善を図られたい。

熊田診療所においては、令和6年4月から診療日と診療時間の変更が予定されていることから、地域住民へ十分な周知を徹底されたい。また、安定的な地域医療提供体制構築には欠かすことのできない医師の確保についても、引き続き努められたい。

健康福祉課。

来年度から新たに取り組む重層的支援体制整備事業は、個々のニーズに応じて、複数のレベルサポートを行う事業であります。全ての人に公平な機会を提供するよう、努められたい。

带状疱疹ワクチン接種費用の一部を助成する制度が創設されたことにより、接種希望者の経済的負担の軽減及び発症・重症化の予防が期待される。市民への制度の周知を図られたい。

こども課。

令和6年9月に一部開園、令和7年4月の全面開園に向け、なすからこども園（認定こども園）の整備が進められている。通園する園児と保護者に喜ばれる施設となるよう、引き続き事

業の進捗を図られたい。

にこにこ保育園の跡地利活用については、地域住民の意向を聞き、有効的な利活用方法を検討されたい。

こども館については、老朽化が著しい。利用ニーズを鑑みながら、施設の在り方について総合的に検討されたい。

学校教育課。

中学生海外派遣事業については、事業実施計画を策定し、派遣受入先を早期に決定するとともに、市内中学生へ周知を図られたい。

少子化により、年々児童生徒が減少する中、さらに学校の小規模化が進むと思われる。子供たちにとって良好な教育環境を整えるため、学校適正規模等検討委員会において議論を進め、方針を示されたい。

不登校、外国人児童生徒への対応、特別な支援を必要とする子供の増など、小中学校が抱える課題は多く、現場から教職員数の不足が指摘されている。児童生徒の個に応じたきめ細やかな指導を可能とする教職員数の充実・確保を図られたい。

生涯学習課。

公民館については、運営管理方法が統一されておらず、鍵の貸出し・返却の取扱いでも、利用者が不便を来しております。利用者の意向を適切に反映した運営管理方法を検討されたい。

生涯学習施設個別施策計画策定を進め、使用していない体育施設の解体に、積極的に取り組まされたい。

国史跡に指定された烏山城跡については、史跡保存活用計画を早期に策定し、整備方針を具体化されたい。

以上をもちまして、文教福祉常任委員会の予算審査の結果報告といたします。

○議長（渋井由放） 次に、議案第1号、議案第7号及び議案第8号の所管事項について、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長矢板清枝議員。

〔経済建設常任委員会委員長 矢板清枝 登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（矢板清枝） それでは、経済建設常任委員会の予算審査の結果報告を申し上げます。

令和6年2月27日の本会議において提案され、3月5日に本委員会に付託された農政課、商工観光課、都市建設課、上下水道課及び農業委員会の令和6年度那須烏山市の一般会計、水道会計及び下水道事業会計の歳入歳出予算について、3月6日及び7日の2日間にわたり、議員控室において、経済建設常任委員会の委員5名全員と、説明員として関係各課ほか関係職員

の出席のもと、慎重な審査を行いました。

その結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

農政課。

元気な森づくり推進事業について、事業へ参入しやすくなるよう周知を行い、新規団体の応募を増やす努力をされたい。また、里山林整備の適切な指導を進めるとともに、獣害の抑制にも努められたい。

八溝そば、中山かぼちゃなど、なすからブランドとして認証されている特産品を活用した体験活動やイベントなどの事業拡大を図り、さらなる地域ブランド力の向上や、魅力発信に努められたい。

商工観光課。

中小企業や創業者の支援について、市は商工会を支援し、様々な補助金制度を周知して、商工会と市内事業者との連携を強化することで、商工会と事業者による市の魅力発信、にぎわい創出や雇用の創出など、地域経済の活性化につながるよう努められたい。

デジタル技術を活用した観光振興について、烏山城跡のデジタル復元による城下町魅力発信事業をはじめとした動画やアプリなどの観光コンテンツの作成及び利用促進に積極的に取り組み、観光客の誘致に努められたい。

国や県からの補助金を積極的に活用することによって、インバウンド対応観光案内板修繕工事などが実施されることになっているが、今後も、有利な補助金制度をさらに活用し、より充実した事業展開を推進されたい。

都市建設課。

まちづくり課定住推進グループ所管の事業を一部移管し、住宅グループが新設されることについて、これまで、まちづくり課で行ってきた業務を滞りなく引き継ぎ、都市建設課の持つ住宅に関する専門的な知識を組み合わせた新たな取組によって、さらなる行政サービスの充実や、大きな効果が得られるよう努められたい。

清水川せせらぎ公園の改修設計に当たっては、子育て世代から高齢者まで、幅広い年代の市民の方からの声を集め、それらのニーズを反映するための具体的な計画の設計に取り組まれたい。

防災集団移転促進事業については、事業の対象となる市民に寄り添った丁寧な対応と、引き続き着実な事業計画の推進に努められたい。

上下水道課。

水道施設や管路、機械設備等の老朽化により、更新時期のピークを迎えているところである

が、長期的な計画をもって更新を進めるとともに、公衆衛生の向上や市民生活に欠かせない水道水の安定供給に努められたい。

長期的な課題である有収率の改善に向けた打開策として、衛星技術を活用した漏水調査を実施し、漏水箇所を特定するなどの有効な結果が得られるよう取り組まれるとともに、有収率の向上に努められたい。

以上をもって、経済建設常任委員会予算審査の結果報告といたします。

○議長（渋井由放） 以上で、各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、各常任委員会委員長に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第1号から議案第8号に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教議員。

〔16番 平塚英教 登壇〕

○16番（平塚英教） 16番平塚英教でございます。本定例会に上程されております、議案第1号から第8号までの8議案であります。私は、那須烏山市令和6年度の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計予算のうち、第1号議案の一般会計予算、第2号議案の国民健康保険特別会計予算、第4号議案、後期高齢者医療特別会計予算、さらに第5号議案、介護保険特別会計予算の4議案に反対討論を行います。

まず、第1号議案の令和6年度那須烏山市一般会計予算につきましては、公正で民主的な住民本位の市政を目指す立場から、市民のためによりよい改善を求めて、反対討論を行うものであります。

岸田内閣の3年目の2024年度政府予算は、一般会計総額で1兆1,257億7,177億円であり、その特徴は、第1に、戦後の安全保障の大転換を掲げ、専守防衛を投げ捨てた安保三文書に基づいて、5年間で4兆3,000億円の大軍拡を進める2年目の予算であります。第2に、軍拡のあおりを受けて、国民の暮らしの予算は削減され、41年ぶりに大変な物価高騰に苦しむ国民の暮らしや営業を守り経済を立て直すには、程遠い予算であります。第3に、異次元の少子化対策などの目玉政策を挙げておりますが、軒並み看板倒れとなっており、グリーントランスフ

オーメーションの名で原発回帰を進めるなど、岸田首相の「新しい資本主義」の正体が明らかになっております。

また、新しい資本主義のもう一つの柱であるデジタルトランスフォーメーション、その関連予算は、官公庁や地方自治体のシステム整備や大企業向けの補助金であります。その一方で、行政のデジタル化とマイナンバーカードの普及が進んでいるとして、紙の保険証廃止を本年秋から押しつけ、強行しようとしておりますが、高齢者や障害者を持つ国民にとっては、マイナンバーカードの取得が極めて困難である事実が判明しており、マイナ保険証によるオンライン資格確認は、僅かの4%程度にとどまっているのが現状で、現行の保険証の廃止に固執する岸田内閣に批判が高まっております。

このような中でのマイナ保険証の押しつけ強行には、反対をいたします。任意のはずのカード取得の有無で差別をすることは、憲法の法の下での平等に反する大問題であります。デジタル技術の普及そのものには反対いたしません。岸田内閣が進めるデジタル化は、巨額の税金を投入し、行政サービスの後退、財界への利益導入、官民癒着の拡大を招くおそれの一方で、国民には、個人情報漏えいの危機、負担増、給付削減の押しつけがされるおそれがあります。地方自治体や国民を国の監視下・管理下に置こうとするやり方、押しつけには、反対であります。

今こそ、国民の生活を守るルールを確立する政治が求められております。増税するならば、空前の利益を上げている大企業や富裕層に応分の負担を求めるべきであり、国民生活破壊の政治から、国民の暮らしを守る経済に転換するために、10%の消費税は当面5%に減税すべきであります。

内需拡大で、正規雇用が当たり前のルールを確立し、賃金を上げ、社会保障の充実と日本の農業・地域経済を守り、国民の暮らしと営業を守る、雇用を守る、こういう声を上げるべきであります。私は、このような政策実現のために、その先頭に立って頑張るものであります。

令和6年度的那須烏山市の予算編成は、このような国の予算や地方財政計画と同一基調の下で進められております。那須烏山市の令和6年度の当初予算、一般会計は122億7,000万円で、対前年比2.3%増の予算となっております。

令和6年度には、第3次総合計画の2年度目として、地域経済が低迷している中で、雇用の不安の深刻さが続いており、市の限られた財源の中で公正・適切な行財政執行に当たり、市民から信頼される有効な投資効果が得られる、無駄のない行政を進めるよう、求めるものであります。

本市の令和6年度の一般会計予算の自主財源率は、構成比で34%。県内の市の中で、極めて低い状況にあります。一方で、依存財源は66%。このような状況の下で、本市の大口滞納

をはじめ、税の収納対策につきましては、さらなる努力を期待いたします。

歳出の面につきましては、これまでに実施されてまいりました18歳までの子供の医療費の無料化、小中学生の給食費の一律2,000円補助、通学生の定期代・バス代の助成や、新規事業として、带状疱疹やおたふく風邪の予防接種の助成、乳児1か月健診、先天性股関節脱臼検査の助成など、評価できる内容がありますが、志鳥地区の住民が再検討を求めた請願書が南那須地区広域行政事務組合議会で採択されている中で、同地区に保健衛生センターの建設、これはSDGsの時代に、これまでのように何でも混ぜて燃やす、埋めると、こういう方式から脱却して、ごみ処理を分別、減量化、再資源化に改めるべきであります。

JR烏山線の存続のための本格的運動として、JR烏山線の市民参加の利用向上対策に、全庁を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

防災集団移転促進事業につきましては、安心して移転ができる条件を行政が住民に示し、住民に寄り添って事業推進を図っていただきたいと思います。

新過疎法により、本市が過疎地域に指定となり、今こそ中小企業振興基本条例に沿った本格的な市内の中小企業支援対策、小規模事業経営支援対策を進めていただきたいと思います。

定住促進を図るためには、空き家の改修補助だけでは進みません。市内に定住を促進するためには、何といても若い方がこの地域で働ける環境を整えて、雇用の場の拡大に努めていただきたいと思います。企業誘致と地場産業の振興を、市長を先頭に全庁を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

公共施設の統廃合につきましては、行政の一方的な方針で強行することは許されません。市民が必要とする施設までなくして、将来に禍根を残すことのないように、市民に十分な説明責任を果たし、市民が安心して、納得できるやり方で進めていただきたいと思います。

本市新庁舎の本庁方式の移行を見据えた庁舎整備基本構想につきましては、結論を市民に押しつけるようなやり方ではなく、あくまでも市民が主役として、全世帯アンケートを取るなど、市民の意見を聴く、このような立場で進めていただきたいと思います。

本市は、県内でも自主財源が乏しく、令和3年度から、市の財政は合併算定替えから一本算定となり、人口減少等による地方交付税が減少している中、南那須地区広域行政事務組合の事業や、防災集団移転促進事業及び少子化対策による民生費の増大など、今後の市政を取り巻く課題や長期的な財政見通しが大変でございます。総合的に分析し、市民の理解が得られる検討と対策を進めていただきたいと思います。

市民が安心して暮らせる医療・介護・福祉充実のために、さらなる努力を期待するものであります。

一般会計の基金残高は、令和5年度末で109億3,698万3,000円、地方債残高は、

一般会計で87億9,777万9,000円であり、特別会計、企業会計と合わせますと、122億8,059万4,000円となっております。将来の市政運営の妨げにならないよう、さらなる財政再建に向けて御努力を期待するものであります。

行政改革につきましても、市民の行政サービスを減らすことなく、絶えず市職員の意識改革を進め、市民の理解と協力が得られる行財政改革を進めていただきたいと思います。

市の補助金、交付金につきましても、各種団体の活動の実態を見極め、引き続き見直しなどを図りながら、改善を求めるものであります。

人事評価につきましては、任命権者の言いなりになるような職員人事管理ではなく、市民全体の奉仕者として、市民のために気持ちよく働き、公務員のかがみとなるような職員づくりに努めていただきたいと思います。

市執行部、議会、職員は、市民の負託に応え、那須烏山市合併19年目の予算執行に当たり、行財政運営につきましては、住民こそ主人公の立場で、意識改革を絶えず行いながら、市民に信頼される市政となるよう、一層の努力を期待するものであります。

続きまして、議案第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算につきましては、憲法と社会保障の一環として、市民本位の福祉事業に転換する立場から、反対討論を行います。

国保財政運営の責任主体が、市町村から都道府県に移行し、国民健康保険の都道府県化が進められて7年目となっております。問題なのは、国が市町村自らの医療削減に取り組むインセンティブ改革を強調しており、各市町の給付費削減の努力を評価して予算配分するという保険者努力支援制度を、本格的に進めております。国保の都道府県化と一体となって、医療費削減を進めるものであり、問題であります。

令和4年度から、未就学児に対する被保険者均等割を2分の1に軽減いたしました。その一方で、後期高齢者支援金、介護保険給付分の引上げが併せて実施されたところであります。そもそもこの均等割額、未就学児に対する均等割2分の1は、令和5年度でも111名であり、未就学児だけでなく、収入のないお子さんから税金を取り立てるのは苛酷です。18歳までの均等割額を軽減するように、強く求めるものであります。

国保事業は、皆保険として出発し、低所得者、高齢者など、多く抱える命と健康に直結する福祉事業であり、医療給付に対する国庫負担の削減など、度重なる制度改悪によって、その運営が厳しい状況に追い込まれております。

本市の国保事業は、令和5年6月1日現在で、高く払えない滞納者が263世帯に上り、保険証が交付されない資格証明書の発行件数は22世帯、短期保険証の発行は41世帯となっております。資格証明書、短期保険証の発行につきましては、滞納者に機械的に押しつけるのではなく、命に関わる保険証の交付でありますので、悪質でない限り、保険証の交付を取りや

めないように求めるものであります。全国の多くの自治体で、保険証が被保険者に全て交付されているという自治体のあることを踏まえて、本市においても、保険証の交付を求めるものであります。

この国民健康保険につきましては、国保事業に対する国の責任を明確にさせ、財政運営の都道府県化移行に伴う国の財政補填を、今後とも強く求めていただきたい。

また、国保事業は、命に関わる社会保障・福祉事業でありますから、一般会計から繰入れを行って、納税者の負担軽減に努めていただきたい。

さらに、予防医療の徹底、早期発見・早期治療で、医療費の高騰を防ぐ努力をお願いいたします。国保事業を守る立場から、国の制度改悪に反対を訴えていただきたいと思います。

続いて、議案第4号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、老人医療の診療抑制を目的とした制度であり、速やかに国保事業に一本化すべきであります。

高齢者世帯は、医療制度の改悪、介護保険の値上げ、年金給付のカットなど、毎年負担と改悪が進められてまいりましたが、県後期高齢者医療広域連合は、2024年、25年度に、10年ぶりに後期高齢者医療保険料の値上げを進めようとしております。

高齢者いじめの医療改悪が進められている下で、本市高齢者の重病傾向と医療給付の増大が深刻化しております。75歳の後期高齢者の窓口負担が2割になり、そして一定所得以上には3割ということが実施されておりますが、物価高騰に全く無策な政治の下で、このような高齢者の負担増には反対をいたします。

高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、国に対して社会保障の切り捨て、老人いじめの医療をやめるように求めていただきたい。

さらに、老人保健の第1の目的である医療福祉ネットワーク化を図り、介護保険基盤の整備、市独自の高齢者福祉の充実、介護保険の訪問介護、リハビリ活動の強化、市民参加による福祉ボランティアの育成、お年寄りの健康と被害を守る、暮らしやすい市政づくりに努めていただきたいと思います。

最後に、議案第5号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計予算につきましては、介護を必要とする高齢者の健康と福祉、生きがいが保障される介護保険制度に改善を求める立場から、反対討論を行います。

介護保険の改悪は、平成28年度から要支援1は介護給付から外され、特別養護老人ホームの入所要件は、要介護度3以上となりました。一定の所得以上の利用者は、負担量が2割となりました。また、国は、平成30年度から介護報酬改定を行い、これによって、医療、介護、病院施設から自宅への流れが一層強まり、介護費用の抑制を図っているところであります。介

介護保険を利用しない状況をつくる自立支援強化をする仕組みであります。このような国の介護保険制度の度重なる改悪に反対し、全ての高齢者が安心して必要な介護サービスが受けられるよう、国・県に対して強く必要な措置を求めていただきたいと思います。

物価高騰の折、お年寄りの生活は大変な状況にあります。本市においても、一般会計から繰入れを行って、介護保険料や利用料を減免する対策を進めていただきたいと思います。

制度改悪によって、介護保険で認定されたお年寄りが必要な介護サービスが受けられないことのないように、行政責任を明確にして、介護基盤の充実強化に努めていただきたいと思います。

さらに、医療・介護総合確保推進法により、要支援の訪問介護や通所介護が保険給付から外され、市町村が主体となる介護予防・日常生活支援事業となっておりますが、介護認定から外された高齢者が、介護予防・日常生活支援事業の中で、地域包括支援センターを中心とした必要な措置が取られるように、認知症予防対策など、市民に分かりやすい対策を進めていただきたいと思います。介護保険あっても介護なしと言われないように、介護保険制度の抜本的な、実態に即した改善を求めるものであります。

以上、述べてまいりましたが、那須烏山市の令和6年度の予算執行に当たりましては、新型コロナウイルス感染症は下火となっておりますが、季節性インフルエンザを含め、感染症対策には、市民生活を守る立場で、今後とも万全を期して取組を行っていただきたいと思います。

限られた財源の中で、市民の皆さんの要求・要望の下、市民の負託に応え、市民の暮らしと福祉を守る事務事業を推進されますよう、市長をはじめ市内一丸となって、市民参画と協働のまちづくりを推進することを求めまして、反対討論のまとめといたします。

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

5番興野一美議員。

〔5番 興野一美 登壇〕

○5番（興野一美） 議席番号5番、興野一美と申します。私は、議案第1号 令和6年度那須烏山市一般会計予算から、議案第8号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計予算までの8議案全てを可決すべきとの立場から、賛成討論を行います。

令和6年度の一般会計歳入歳出予算総額は、前年より2億7,000万円、2.3%増の122億7,000万円であり、これは子育て世代からの要望が多い清水川せせらぎ公園の再整備に向けた検討・設計のための公園整備事業、旧境小学校の解体工事を行う防災集団移転促進事業をはじめ、個人向け太陽光発電設備等の導入費用助成であるエネルギー対策事業、带状疱疹予防接種事業、空き家の除去に対する助成費用等々を計上するなど、積極的な予算編成となっています。

特別会計の歳入歳出予算においては、5特別会計の合算額を65億5,219万2,000円とし、0.9%の減となります。これは、介護保険特別会計の保険給付費及び地域支援事業費の減額等が主な要因となっています。

さらには、企業会計の歳入歳出予算総額は、前年度よりも1億9,471万2,000円、12%増額し、当初予算規模は18億2,020万7,000円です。

主な事業費として、岩子地内及びこぶし台団地の配水管更新工事を予定し、今後の有収率の向上と漏水の改善並びに水洗化率の向上及び施設の長寿命化に向けた施設管理等に努めるよう、お願いします。

市全体の予算総額では、前年度予算に対して2%増の206億4,239万9,000円であり、予算全般で見ると、規模は増加していますが、特定財源をうまく活用した予算編成となり、川俣市政の厳しい財政状況の立て直しに向けた、選択と集中の考え方に基づいた予算編成と思われまます。

本市では、経常収支比率や自主財源比率の数値が必ずしもよい状況ではなく、自主財源比率が低迷していることは懸念材料ですが、令和4年度決算では、将来負担比率はゼロであり、また、今後の公共施設等の再編等に向け、地方債残高の減少や基金の活用など、厳しい財政状況の立て直しの成果が出ていると思います。

本市を取り巻く社会情勢は、人口減少、少子・高齢化が著しく進行するとともに、令和元年東日本台風に起因する防災集団移転や庁舎整備問題等、数多くの課題が山積していますが、このような中で、市民が期待する新しいまちづくりの基礎を築き上げてもらいたいと思います。

さて、これらの令和6年度当初予算8議案については、所管の常任委員会に付託され、各担当課から詳細な聞き取りの上、慎重に審査してきたと思います。その結果は、ただいま各常任委員長から報告のとおり、議案第1号から議案第8号まで8会計を全て可決すべきものと報告されました。

本定例会において、令和5年3月に決議した第3次総合計画の目指すべき将来像の実現のため、市政運営に当たり、本日、各常任委員会から報告された予算審査結果をはじめ、市民との意見交換会である、なすからタウンミーティング等の意見・提言を踏まえ、市民本位のまちづくりを推進されるよう期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時05分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

採決いたします。日程第2 議案第1号 令和6年度那須烏山市一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号 令和6年度那須烏山市境財産区特別会計予算について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号 令和6年度那須烏山市水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第3 請願書等審査結果の報告について

○議長（渋井由放） 日程第3 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

本件につきましては、去る2月27日の本会議において、総務企画常任委員会に審査を付託しております。審査の結果と経過について、総務企画常任委員会副委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会副委員長堀江清一議員。

〔総務企画常任委員会副委員長 堀江清一 登壇〕

○総務企画常任委員会副委員長（堀江清一） 請願書等の審査の報告をいたします。滝口委員長が欠席のため、これも代わって副委員長であります私、堀江が審査結果を報告いたします。

2月27日の本会議において当総務企画常任委員会に付託された陳情書第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情の審査の経過とその結果について、御報告申し上げます。

3月6日に、委員4名出席のもと、第1委員会室において、陳情者から陳情の趣旨説明を受け、翌7日に慎重に審査を行った結果、執行部が自ら判断して実施可能な事案であるため、議会で採択するまでの状況にないとの意見が多数であり、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものとなりました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（渋井由放） 以上で、総務企画常任委員会副委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 請願書等審査結果の報告について、総務企画常任委員会副委員長から審査報告のあった陳情書第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情について、報告のとおり不採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、陳情書第1号については、総務企画常任委員会副委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第4 常任委員会所管事務調査結果の報告について

○議長（渋井由放） 日程第4 常任委員会所管事務調査結果の報告についてを議題といたします。

各常任委員会の所管事務調査結果について、常任委員会委員長の報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会堀江清一副委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会副委員長堀江清一議員。

〔総務企画常任委員会副委員長 堀江清一 登壇〕

○総務企画常任委員会副委員長（堀江清一） 所管事務調査結果を報告いたします。これも滝口委員長が欠席のため、代わって私、堀江が調査結果報告をいたします。

令和4年第3回定例会において本委員会が申出を行った閉会中の継続調査の結果について、御報告申し上げます。

本委員会では、2年間にわたり、まちづくりに関する事項、防災に関する事項、税の収納対策に関する事項、その他所管に属する事項について、調査を実施しました。

その内容については、次のとおりであります。

(1) ごみの再資源化に係る視察。

令和4年10月21日、高根沢町及び益子町を訪問しました。高根沢町では、プラマークのついた容器包装プラスチックの分別収集を月2回、再商品化を図るなどの取組を行っていました。また、益子町では、生分解性プラスチックの袋で生ごみの分別収集を週2回行い、委託業者に持ち込み、堆肥化し、町民に無料で配布されていました。

(2) 伊豆の国市衛生センター、きよら江間の視察。

令和4年11月1日に、静岡県伊豆の国市を訪問し、し尿や浄化槽汚泥を下水道放流方式で処理する新しいし尿処理施設について、視察をしてきました。

本市管内においても、同様の処理方法により施設の有効活用が図られるよう、調査研究されることを希望します。

(3) 総合防災訓練の視察。

令和4年11月2日、神奈川県平塚市を訪問し、大規模地震被害を想定した総合防災訓練について視察してまいりました。市民への防災知識の普及を図る目的で、学校や消防、警察のほか、市民団体や地元企業など計56団体、約3,000人が参加した市民協働による総合防災訓練が行われていました。結果的に、連携体制を構築する大切さや、日頃から危機感を持ち、防災意識を高めていくことの重要性を再認識しました。

(4) 株式会社ウィズウエストジャパンの視察について。

令和4年12月14日に、まちづくり課職員の同席のもと、下野市の株式会社ウィズウエストジャパンを訪問しました。同施設では、ペットボトルやプラスチック容器包装のリサイクルが行われており、県内外から十数市町のごみが持ち込まれていました。

海洋プラスチック問題や資源循環のニーズを踏まえ、リサイクルの重要性を再認識し、今後の行政に生かす必要があると感じました。

(5) 消防団との意見交換会の開催。

令和5年5月30日、那須烏山市消防団役員と、消防団活動について意見交換会を行いました。

消防団では、団員確保と団員数の適正化等の多くの課題を抱えているが、消防設備の充実によって、迅速かつ安全な消防活動を行えるという意見が印象的でした。

(6) JR只見線の視察について。

令和5年10月31日、福島県会津若松市の福島県只見線管理事務所を訪問し、JR只見線

の復旧と、これからの運営体制について視察しました。

同路線は、平成23年の新潟・福島豪雨により被災し、鉄道の運行と鉄道施設の維持管理を別の組織が担う上下分離方式により、令和4年に運転が再開されました。

現在、会津川口駅から只見駅までは、福島県が沿線市町村と協力をして、線路の維持管理を担っています。

(7) SDGs 未来都市計画の視察について。

令和5年11月1日、山形県米沢市を訪問し、SDGs 未来都市の取組について視察しました。

同市は、江戸時代の名君と知られる米沢藩第9代藩主、上杉鷹山の精神を受け継ぎ、人口減少や少子高齢化が進んでも、市民の誰もが暮らしやすい、持続可能な社会を実現させるため、市民や企業と連携し、産業振興、健康長寿の推進、ゼロカーボンシティの実現及び人材育成を通して、SDGsの推進に取り組んでいます。

行政のみならず、市民や民間企業、学校等と連携し、様々なプロジェクトが同時に推進されており、今後の事業推進の手法として参考となりました。

以上をもって、調査結果の報告といたします。

○議長（渋井由放） 次に、文教福祉常任委員会福田長弘委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長福田長弘議員。

〔文教福祉常任委員会委員長 福田長弘 登壇〕

○文教福祉常任委員会委員長（福田長弘） それでは、文教福祉常任委員会の所管事務調査の結果を報告いたします。

令和4年第3回6月定例会において本委員会が申出を行った閉会中の継続審査の結果について、御報告をいたします。

本委員会では、2年間にわたり、子供の教育に関する事項、福祉・医療に関する事項、歴史・文化・スポーツに関する事項、その他所管に属する事項について調査を実施しました。

その内容については、次のとおりです。

(1) 認定こども園の視察。

令和4年10月12日及び14日、市の認定こども園整備の参考にするため、那須烏山市、さくら市及び高根沢町の幼稚園、保育園等の保育施設計4か所の視察を行いました。

なすからこども園（認定こども園）は現在、整備中であり、令和6年9月に一部開園、令和7年4月に全面開園予定とのことです。子育て支援の拠点として、通園する園児と保護者に喜ばれる施設になるように期待をいたします。

(2) 須賀川市立義務教育学校稲田学園の視察。

令和4年11月7日、福島県須賀川市の標記学校を視察しました。小学校・中学校という枠組みでなく、小中一貫教育により、9年間を見通したカリキュラムが生まれ、質の高い教育が行われていました。

本市のこれからの学校の在り方を検討していく上で、大変参考になりました。

(3) 文教福祉複合施設モトガッコ視察。

令和4年11月8日、福島県石川町にある標記施設は、3階建ての小学校の廃校を2階へ減築リノベーションし、図書館、公民館、室内遊び場、児童クラブ等の機能を持たせた複合施設であり、再整備され公園化した校庭では、子供が遊ぶ声が響いていました。

多くの町民が運営段階から参画し、住民主導のまちなか再生の拠点となっていました。

(4) 市内小学校の視察。

令和5年5月26日、江川小学校にて、GIGAスクール構想にて各小中学校に一斉配備されたタブレット端末の活用状況、ICTを利用した授業の取組を視察しました。

実際の授業を教室で見学し、活発な授業風景と、児童のICT機器への適応力に驚いたところです。教職員からは、教師がICT機器の操作を覚えるスピードよりも、子供たちが操作を覚えるスピードのほうがはるかに速いとの話がありました。

子供たちは、適切な学習環境を提供すれば、興味・関心を示し、驚くべき速さで順応し、成長していきます。今後も、限られた財源の中で、最大の効果を生むようなICT教育環境の整備を望むものです。

(5) 教育委員会の傍聴及び教育委員との意見交換会の開催。

こちらは、江川小学校を訪れた同日、文教福祉常任委員会として初めての取組であります教育委員会の傍聴及び教育委員との意見交換会を開催いたしました。

意見交換では、現状の様々な教育課題について話題が挙がり、新型コロナウイルス感染症への対応や部活動の地域移行の考え方など、教育委員会及び各学校の取組を知ることができました。

今後も、本市の児童生徒にとってよりよい教育環境の構築に向け、定期的に意見交換会を実施していきたいと考えております。

(6) ならはスカイアリーナ視察。

令和5年10月10日、福島県檜葉町が令和元年に整備したスカイアリーナを視察いたしました。体育館、温水プール、フィットネスジム、ランニングコースを備えた先進的な体育施設でございます。地域のバスケットボールチームとも連携し、スポーツを通じた地域振興体制を確立していました。

(7) 高等学校への給食提供事業。

令和5年10月11日、茨城県大子町の給食センターを訪問し、地元高校への給食提供事業について、職員から話を伺いました。

当市にも取り入れることができれば、烏山高校の魅力アップにもつながるため、次期委員会でも、引き続き調査研究されることを希望します。

(8) 市内ジオパークの視察。

令和5年12月15日、生涯学習課の事務員をガイドに招き、市内ジオパークの現地視察を行いました。

大和久古墳群、小志鳥横穴墓群、各所の採石跡など数か所を視察し、ガイドから貴重な地質や特徴的な地形の説明を受け、大昔から現在まで歴史はつながっていることを実感し、大変興味深く感じました。

ジオパークの認定には、何よりも那須烏山をジオパークにという地域住民の盛り上がりが非常に大切なことです。ジオパークの取組は、地域振興だけでなく、その他市内の観光地・地域資源の連携による相乗効果も見込めます。市民への周知を継続するとともに、全庁的な取組の推進を図っていただきたいと考えます。

以上をもちまして、調査結果の報告といたします。

○議長（渋井由放） 次に、経済建設常任委員会矢板清枝委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長矢板清枝議員。

〔経済建設常任委員会委員長 矢板清枝 登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（矢板清枝） それでは、経済建設常任委員会の所管事務調査結果報告をいたします。

令和4年第3回6月定例会において本委員会が申出を行った閉会中の継続調査の結果について、御報告いたします。

本委員会では、2年間にわたり、産業振興対策に関する事項、都市建設に関する事項、上下水道及び環境に関する事項、そのほか所管に関する事項について、調査を実施いたしました。

その内容については、次のとおりです。

(1) 防災集団移転促進事業の視察。

令和4年11月16日、茨城県大洗町を訪問し、令和元年東日本台風により被災した箇所において進めている防災集団移転促進事業の現状について、視察研修を実施しました。

移転先候補地が確立していること、県職員が町に出向することで、県と町の連携がスムーズに行われていること、町の財政負担を少しでも軽減できるよう、工夫を凝らした対策などについて伺いました。

(2) 地域ブランド認証事業及びビジネスチャンス支援事業の視察。

翌17日、宮城県登米市において、地域ブランド認証事業とビジネスチャンス支援事業について視察研修を実施しました。

地域ブランド認証事業では、首都圏・近隣都市圏等のホテルや飲食店に職員が訪問し、販路の拡大や事業者の育成サポートを行っていることを伺いました。

ビジネスチャンス支援事業では、産業支援、創業支援、空き店舗活用支援の3本柱で、ビジネスのスタート、ステップアップを支援しており、支援事業を受け、実際に起業した店舗を訪問しました。

起業した事業者が地元で愛される飲食店として活躍している姿に、感銘を受けました。

(3) 雑草問題解決プロジェクトへの参加。

令和5年6月15日及び8月2日、一般社団法人里山大木須を愛する会を推進主体とし、企業版ふるさと納税を活用した産官学による里地・里山再生プロジェクトの一環である雑草問題解決プロジェクトの現地ワークショップに参加しました。

大木須地区の耕作放棄地を見学し、また、それらの放棄地の解消を目指した取組について、説明を受けました。

(4) リノベーションまちづくりの視察。

令和5年11月14日、静岡県熱海市において、2017年から2030年にかけて取り組んでいる熱海リノベーションまちづくりについて、視察研修を行いました。

シャッター街となっていた商店街のリノベーションを行った熱海銀座通り商店街を訪問し、空き店舗を活用した新しい店舗が軒を連ねている様子を見学しました。

補助金頼りではない、民間会社、著名人等の人材による取組、また職員の提案も生かしたまちづくりの体制や、広域的な公共施設の在り方についても伺いました。

(5) マイクロ水力発電の視察。

翌15日、熱海市内の浄水場に設置されているマイクロ水力発電の設備を視察しました。

発電設備は、浄水場の敷地内に収まる規模で、コンパクトなものでありました。業者主導による取組で、導入費用や設置後の維持管理等において、市の負担が少ない事業であることを伺いました。

収益は僅かではあるが、再エネ化に貢献する事業であると感じ、今後は、マイクロ水力発電を導入したほかの自治体にも話を伺うなど、さらなる調査研究を進めることを望みます。

以上をもって、調査結果の報告といたします。

○議長（渋井由放） 以上で、常任委員会所管事務調査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。これより日程を追加し、議事を進めたいと思いますが、御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これより日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

日程等を配付いたします。少々お待ちください。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（菊地唯一） 追加議事日程（第1号）、令和6年第1回那須烏山市議会3月定例会（第6日）、追加日程第1 追加議案第3号 那須烏山市教育長の任命同意について（市長提出）、追加日程第2 追加議案第1号 那須烏山市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について（市長提出）、追加日程第3 追加議案第2号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）、以上でございます。

◎追加日程第1 追加議案第3号 那須烏山市教育長の任命同意について

○議長（渋井由放） 追加日程第1 追加議案第3号 那須烏山市教育長の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 追加議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在の田代教育長の任期が令和6年3月31日をもって満了になることに伴い、新たな教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、御勇退されます田代和義氏は、平成27年4月1日の就任以来、今日に至るまで、9年の長きにわたり教育長を務められ、卓越した識見と指導力をもって本市の教育行政の振興・発展に多大なる貢献をされました。これまでの田代氏の御活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、田代氏の後任としまして、今回、内藤雅伸氏を教育長に任命したいと考えております。

内藤氏は、平成27年度、平成28年度の2か年にわたり、本市の教育委員会事務局内の学校教育課主幹として、小中学校の運営指導に御尽力をいただきましたほか、平成29年度から令和2年度までの4年間、烏山中学校の校長を務められ、教育委員会事務局と教育現場の両方を熟知する方でございます。

その人格は高潔であって、教育行政のみならず、市政全般にわたって深い識見を有する内藤氏は、那須烏山市教育長として適任者であり、教育長の要職を務めていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、同意いただいた後は、令和6年4月1日付で任命したいと考えております。

何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） この人事に反対するものではございませんが、この教育長人事に関する進め方に、一言申し添えたいと思います。

本来であれば、追加議案でなくて、3月の定例会の議案に当初から載せる人事案件だと思います。それがこの最終日にこういう追加議案として出されることに対して、非常に私は不信感を持っております。もう少し、人事案件に関しては、教育長という重要な人事案件でございますから、かなり準備をしっかりと取って進めるべきだと思っております。最終日に追加議案で出すような代物ではないと思いますので、市長以下、執行部におかれましては、こういう重要な議案に関しては、議会軽視と思われないようにするために、しっかりと人事に対して取り組んでいただきたいなど、意見を申したいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 大変申し訳ありませんでした。私の対応が悪くて、皆さんに御迷惑をおかけしました。そして田代教育長にも不信感を抱かせてしまったり、後任の内藤さんの人事も、遅くなってしまいました。本当に皆さんに御迷惑をかけ、御心配をおかけしたと思っております。

今後、こういうことがないように、丁寧に進めていきたいと思っております。今後のことを進める中で、皆さんから新たに御意見等を伺うことがあると思っておりますので、そのときには、また改めて御意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

2番福田長弘議員。

〔2番 福田長弘 登壇〕

○2番（福田長弘） ただいま上程されました追加議案第3号 那須烏山市教育長の任命同意について、議席番号2番の福田でございます。私は、賛成の立場から討論を行います。

新たに任命される内藤雅伸氏は、本市の御出身で、烏山高等学校を卒業後、明治大学に進学、卒業され、中学校の教諭として37年間勤務されました。

内藤氏は、その間、荒川中学校に9年、烏山中学校に9年勤務された後、本市の教育委員会教育主事として2年、平成29年度から令和2年度までの4年間、烏山中学校の校長として、本市の教育行政を24年間にわたって牽引されました。

また、内藤氏は、南那須学校体育連盟委員長や、塩谷南那須地区中学校校長会会長、那須烏山市子ども・子育て会議委員長も歴任しており、このような観点から、内藤氏のこれまでの教育行政実績はもちろんのこと、今後の本市が目指す教育目標を推進するために重要な人材であり、教育長として適任であると考えます。

議員各位におかれましても、私の述べた賛成の趣旨に、全会一致で御同意いただけるようお願いいたします。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第1 追加議案第3号 那須烏山市教育長の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、追加議案第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時49分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第2 追加議案第1号 那須烏山市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について

○議長（渋井由放） 追加日程第2 追加議案第1号 那須烏山市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 追加議案第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市長及び副市長の給料の支給額を、令和6年4月から1か月間、減ずることとするため、給与の減額に関する条例を定めるものであります。

議員の皆様には、既に御説明させていただきましたが、元職員が利害関係者から金品を授受したことから、過日、懲戒処分を行ったところであります。

二度と同じような不祥事を起こさないために、副市長からの依命通達として、職員の綱紀粛正及び服務規則の確保について発出するとともに、全職員に対し、私から訓示を行いました。

市民が主役の市政運営を目指し、全庁挙げての各種課題に取り組んでいる最中、このような不祥事を招いたことは誠に遺憾であります。市民の方々にも大変な御迷惑、御心配をおかけいたしましたこと、改めて深くおわび申し上げます。

今回の案件は、市内外に与えた影響は大きく、市政の管理監督者として、その責任の重さに鑑み、4月から1か月間、市長にあっては10%、副市長にあっては5%を給料月額からそれぞれ減額するものとなりました。

市民の皆様の信頼を回復するために、全職員一丸となって再発防止に努めるとともに、一つ一つ着実に信頼を築き上げてまいる所存であります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） この案件は以前、説明をいただきました。そのときは、職員が倫理規程違反だということで、停職6か月に処分したというふうにしたときの案件だと思われま

す。その後、その職員は昨年9月20日に書類送検されて以来、先日ですか、在宅起訴されておりますね。それでお伺いしたいんですが、職員が在宅起訴されたときには、これはどういう処分になりますかね。その辺をまずお伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） あくまで起訴でありますので、処分としては変わらないと。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 市民感覚では、停職となった理由が倫理規程違反だったということですが、在宅起訴されるということであれば、懲戒免職に値するのかなというふうな感覚でおります。そうすれば、市長の1か月給料の10分の1減額というのは、緩いのではないかと。もっと真摯に反省して、減額の期間とかそういうのはどういうふうに決定したらいいかわかりませんが、反省の色を見せるのであれば、もっときつい減額になっていいのではないかと思われます。

いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 2月20日の全協のときにも少しお話ししましたが、他市町村の実例等も加味しながら今回、決めておりますが、当然、免職処分と、免職にはなっておりません。

それから、処分された行為が業務に関連するもの、そのほかに、処分された行為が刑事事件に該当し、有罪、または有罪が確定になったときに、改めて処分が重くなる、減額の率を加えた月数を重くするというのが一般的でございますので、今回に関しては、あくまで処分されたものが業務に関連するものだけでございますので、今回のような減額の基準とさせていただいたところでございます。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 過日も申し上げましたが、停職6か月に処したということ、2月16日付でプレスリリースされております。何といたしましたか、一番重い罪に問われるまで待っていたということでございますよね。要は一事不再理とか何とかと、ちょっと私もその辺の言葉は分かりませんが、書類送検されて起訴されて、さらに今のお話を聞けば、有罪判決が出るまでということのを待っていたが、待っておりましたが、再任用職員なので、1年契約ということであって、3月いっぱい終わってしまうと。そのときに退職してしまったら、処罰の対象にならなくなってしまう、そんなような内容だったのかなと私は受け止めております。

であれば、書類送検された9月20日にそのような対応をできたんじゃないでしょうか。その辺が非常に認識として甘いように思います。

これ3回目の質問ですから、私はこれ以上、また何を聞こうということはございませんが、いずれにしても、以前、一般質問でもずっと言っておりますが、市長以下執行部、危機意識、危機管理が少し薄いのではないかとということを申し上げております。

昨年6月に、職員が金品の授受をしていたという事実を分かっているながら、先ほども申しましたけども、議会に報告もない。書類送検されても、なおかつ報告がない。議会軽視も甚だしいと私は感じております。それがルールかどうかは分かりませんが、いずれにしても、こういう重要な案件を、先ほどの教育長人事と一緒に、あまりにも軽く見ているんじゃないですかね。そういうふうに感じてしまいます。

いずれにしても、意見だけを申し上げた次第でございますが、市長以下、執行部におかれましては、我々議員も向かうところは同じです。この那須烏山市をよくしようという気構えでございますので、しっかりとそういう危機意識も持ってもらって、市民がわくわくとするような事業を考えていただいて、前向きに議会と共に歩んでいただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） あくまで本人につきましては、収賄の容疑については一貫して、否定しております。倫理規定については、収賄の罪で確定した場合は免職相当になりますが、金品受領に関しては、停職6か月が最高の処分内容になってございます。あくまで本人が認めていないということについては、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第2 追加議案第1号 那須烏山市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、追加議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第3 追加議案第2号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 追加日程第3 追加議案第2号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 追加議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担を軽減することを目的として、地方税法及び同施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害により住宅等に生じた資産の損失を、令和5年分の所得税に適用され、税額の軽減を1年早く受けることを可能とし、併せて令和6年度個人住民税に反映するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案の理由の説明といたします。

なお詳細につきましては、税務課長より説明をさせます。

○議長（渋井由放） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） それでは、命により、ただいま上程いたしました本条例の一部改正について、詳細を説明申し上げます。

議案書に添付しました本条例の新旧対照表1ページを御覧ください。

改正の主な内容は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例として、附則第5条の2の新設と、附則第6条においては、改正法の施行に伴う条ずれの修正を行うものです。

まず、附則第5条の2第1項及び第2項につきましては、令和6年能登半島地震災害により、住宅や家財等の資産、資産については、生計を一にする親族の資産を含みますが、その資産に損失が生じた場合、納税者の選択により、本来は令和7年度個人住民税で雑損控除するものを1年前倒しして、令和6年度個人住民税における雑損控除として適用できるようにするための規定を整備するものです。

次に、第5条の2第3項につきましては、この特例措置は、令和6年度分の住民税申告書により当該適用を受ける旨、記載があった場合で、市民税の納税通知書が発送されるときまでに提出されたものに限り適用し、また確定申告書についても含む扱いといたします。

2ページを御覧ください。

附則第6条につきましては、改正法の施行に伴う条ずれの修正を行うものです。

具体的に申し上げますと、地方税法附則において、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例が、第4条の4に新設されたことから、旧第4条の4が第4条の5へと改正されたことによります。

最後に、本条例の一部改正における附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものとするものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ただいま税条例の一部改正ということで説明がありました。

特例ということですが、これだと具体的にどういうことか分からないんです。本市において、能登半島地震で被災したという方が本当にいるのかどうか、そういった具体的にもう少しお示しいただければと思うんですけども。

○議長（渋井由放） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 本特例による該当者がいるのかということですが、雑損控除となる資産ですが、今回考えられますのは、恐らく3つ程度、想定されると思われます。

まず1つ目としましては、事業的規模以外の貸家が損害を受けた場合です。事業的規模とは、戸建てであれば5棟以上、アパート、マンション等であれば10室以上が基準としており、それ以外とのことです。戸建てであれば4棟以内、アパート、マンション等であれば9室以内の借家を能登半島において設置し、那須烏山市民が所有し、損害を受けた場合となりますが、不動産所得の明細を全て確認しておりませんので、該当の有無は不明なところですが。

2つ目、居住用の住宅及びその敷地が損害を受けた場合です。このケースだと、能登半島に

家族を残して転勤や出稼ぎによる那須烏山市民の方が、能登半島の住宅で損害を受けた場合などは想定されますが、こちらも該当の有無は不明なところです。

3つ目、生活に通常必要な資産に損害を受けた場合です。このケースですと、那須烏山市民が、令和6年1月1日時点で、ふだん通勤にも使用する自家用車を利用して、能登半島に帰省や旅行に出向いた際、その自動車等が能登半島地震により損害を受けた場合は対象となる可能性がございますが、これがあるかどうかは知り得る手段がございませんので、こちらについても該当者の有無は不明でございます。

したがいまして、今のところ、今回の特例に該当する那須烏山市民がいるか、いないかについては、回答することができないところです。

以上です。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 分かりました。一応これは全国の市町村でやるということで、国のお達しかないと考えます。分かりました。ありがとうございます。

○議長（渋井由放） ほかに。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 関連して、ちょっと質問させていただきたいんですが、固定資産税の算定なんかは、1月1日が基準となっているので、なかなか該当がないと思うんですけども、現状把握しているかどうか分からないんですが、本市にこちらの被災を受けて避難されている方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 問合せがあったというのは聞いているんですが、実際にいるかどうかですと、把握しておりません。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第3 追加議案第2号 那須烏山市税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、追加議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（渋井由放） 2月27日から本日まで16日間にわたりました本定例会の日程は全部終了いたしました。各議員の御協力、大変ありがとうございました。

以上で、令和6年第1回那須烏山市議会3月定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

〔午後 0時09分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和6年5月30日

議 長 渋 井 由 放

副 議 長 青 木 敏 久

署 名 議 員 小 堀 道 和

署 名 議 員 相 馬 正 典